

NPO法人静岡県作業所連合会・わ 平成29年度職員研修会
全国手をつなぐ育成会連合会事業所協議会・東海北陸ブロック研修会

作業所の未来を地方から切り開く 静岡フォーラム2018

自立支援法施行後10年余

これまでの課題・これからの福祉を展望する

主催 NPO法人静岡県作業所連合会・わ／全国手をつなぐ育成会連合会事業所協議会
日時 平成30年3月10日（土）10：00～17：00

会場 静岡県総合社会福祉会館（シズウエル）
静岡市葵区駿府町1-70 TEL 054-254-5221

後援 静岡県社会福祉協議会／静岡県手をつなぐ育成会／静岡県知的障害者福祉協会／静岡県
社会就労センター協議会／NPO法人オールしずおかベストコミュニティ／静岡県精神保
健福祉会連合会／静岡県身体障害者福祉会／きょうされん／NPO法人共同連／NPO法人全
国精神障害者地域生活支援協議会

協賛 静岡県知的障害児者生活サポート協会

会費 2,000円

※ 昼食に弁当を注文される場合は別途1,000円をお支払いいただきます

※ フォーラム後の情報交換会に参加される場合は別途7,000円をお支払いいただきます

参加者 静岡県作業所連合会・わ、全国手をつなぐ育成会連合会事業所協議会の会員及び利用者
とその家族／行政関係者／後援団体関係者等関心のある団体や個人

【 開催趣旨 】

障害者自立支援法（2006年）が施行されて11年が経ちました。法施行時の厚生労働省の説明は、「地域で暮すを当たり前に」と題し、①障害者施策における三障害の一元化、②利用者本位のサービスに再編（施設体系から6事業、規制緩和と社会資源の活用）、③就労支援の強化、④支給決定の透明化（障害程度区分・計画相談）⑤安定財源の確保（国の費用負担、利用者応益負担）を骨子とするものであり、平成15年度スタートした支援費制度の行き詰まりを解消し、措置の時代から続いた障害福祉制度を抜本的に改めるとしたものでした。自立支援法は、制度開始当初より利用者負担一割問題、障害程度区分（範囲）、行政事務の混乱などにより毎年のように制度見直しが行われ、2008年には自立支援法違憲訴訟の提訴、2011年の政権交代を機に内閣府に障害者制度改革推進会議が発足、約1年間に及ぶ当事者の意見を主体とする議論が進められ、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が2013年4月1日より施行されました。

2012年10月に障害者虐待防止法の施行、2013年8月に障害者差別解消法が国会で議決され、2014年1月に我が国はようやく障害者権利条約を批准し、関連する法基盤の整備が進んできました。

しかし、現実の社会では、一昨年7月26日、神奈川県相模原市「津久井やまゆり園」において元施設職員による多数の障害者に対する殺傷事件が起きました。障害のある人たちと家族へ想像を絶する不安と恐怖をもたらし、日本の社会に大きな衝撃を与えた事件は、障害者虐待防止法、障害者差別解消法の法律が施行されて間もないこの時期に生じた私たち社会の現実であります。障害のある人たちが暮し、様々な支援を受ける場での事件は、私達の日常の中にあります。人が人を支えあうのが福祉の原点であるとしたとき、今の制度のままで果たしてよいのでしょうか。

自立支援法施行から10年余、多くの作業所は法人格を取得し、制度移行を果たしました。利用者増による事業規模の拡大や相談支援事業、グループホーム、放課後デイサービスなど事業拡張を進めてきた所も多くあります。利用者や家族の高齢化への対応など、障害のある人たちの地域での暮らし、働くこと、権利相談など個別多様な支援が必要とされ、それら事業を担うスタッフの確保、育成は各事業所共通のテーマとなっています。かつて、小規模作業所は、地域に開かれ、少人数で個別の対応ができ、柔軟な運営が特長であると唱えていました。地域密着、小規模多機能の魁とも自負してきた実情はどうなっているのでしょうか。

障害福祉サービスの現状は10年前と比べて大きく変化しています。事業を担う法人格の規制緩和により株式会社等の商法法人がA型事業や放課後デイサービスなどに多数参入してきました。この間生じて来た一部のA型事業所や放課後デイサービス事業者の不正事案は経営上だけでなく障害者に対する著しい権利侵害を起しているものであります。制度の特徴として市場原理と成果主義が基底にあると言えます。

総合支援法の施行3年後の見直しは、障害者の高齢化に伴う制度の見直しを介護分野との連携を視野に打ち出してきました。昨年のフォーラムにて国は、「我が事、丸ごと」地域共生社会について説明しました。それは、児童から生活困窮者の福祉にいたるまで地方自治体や身近な地域社会に責任を向けるものともいえます。

障害のある人たちが働く・暮す・地域で活動する。その為の作業所の役割、責任は。

10年余経たこの国の障害福祉制度に対する評価、課題の提起等、以下のプログラムにて研修を深めて行きたいと思っております。

なお、今フォーラムの開催にあたっては、全国手をつなぐ育成会連合会事業所協議会東海北陸ブロック研修会と合わせて開催いたします。会員を始め多くの皆様にご参加頂きますようご案内いたします。

【 日 程 】

2018年3月10日(土)

9:30	受付		(敬称略)
10:00	開会挨拶 来賓挨拶	静岡県作業所連合会・わ 理事長 静岡県健康福祉部障害者支援局 静岡県手をつなぐ育成会会長	太田 秀夫 小出 隆司
10:30 第一部	事業報告	静岡県作業所連合会あり方検討会-報告と提案 作業所の課題について中堅スタッフによる研究成果の報告と提案 (組織・人材育成・研修・本人部会・将来像、等) 司 会 静岡県作業所連合会・わ 副理事長 助 言 全国手をつなぐ育成会連合会事業所協議会 運営委員	あり方検討委員 高木 誠一 白杉 滋朗
12:00	昼休憩		
13:00	基調講演 (行政説明)	—これからの障害福祉の方向性— 総合支援法3年後の見直し、報酬改定 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 課長補佐	市川 聡
14:20	休憩		
14:40 第二部	シンポジウム	自立支援法施行後10年余 これまでの課題・これからの福祉を展望する シンピスト 全国手をつなぐ育成会連合会 統括 きょうされん 常務理事 NPO 法人 共同連 代表 NPO 法人 全国精神障害者地域生活支援協議会 代表 モデレーター 愛知教育大学 名誉教授	田中 正博 赤松 英知 堀 利和 戸高 洋充 増田 樹郎
16:40	講評	全国手をつなぐ育成会連合会事業所協議会 運営委員 静岡県作業所連合会・わ 顧問	金刺 幸春
17:00	閉会		
17:30~ 20:00	情報交換会	会場：ホテルセンチュリー静岡	

情報交換会に参加の方は、閉会后17:30までに会場まで移動をお願いいたします。

作業所の未来を地方から切り開く静岡フォーラム 2018

参加申込書

下欄に記入の上、2月28日(水)までに静岡県作業所連合会・わ事務局にメールまたは、FAXで申込をお願いします。なお、定員を満した時点で受付を終了させていただきます。

所属施設名等			
電話/FAX			
職名等	氏名	弁当注文	情報交換会
		有・無	出・欠

フォーラム会場：静岡県総合社会福祉会館 TEL054-254-5221

- ★JR 静岡駅北口より
- ・徒歩15分
- ・バス ⑤⑥番のりばより
市民文化会館入口下車



—情報交換会会場—
ホテルセンチュリー静岡
JR 静岡駅南口徒歩1分
静岡市駿河区南町18-1
Tel:054-284-0111

NPO法人静岡県作業所連合会・わ
〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-27 電話 054-275-0070
FAX 054-275-0072 Eメール siz-syojyu6234@ssrwa.org